

医療機関が
活用できる

2020年5月20日現在

新型コロナウイルスの影響に伴う
助成制度・融資制度・支援制度

協会税経部でも相談に応じています ☎052-832-1355まで



経営悪化

(1) 持続化給付金

(対象) 売上が前年同月比▲50%以上

(給付金の上限額) 医療法人:200万円 個人医療機関:100万円

給付額=前年の事業収入-(前年同月比▲50%以上の月(※1)の売上×12カ月)

(必要書類)

●個人医療機関

①2019年分の確定申告書(※2)

(青色申告)確定申告書第一表控え(1枚)と所得税青色申告決算書控え(1~2ページ)

(白色申告)確定申告書第一表控え(1枚)

②対象月(※1)の事業収入額がわかる売上台帳等(※3)

③申請者名義の通帳の写し

(銀行名・支店名・支店番号・種別・口座番号・口座名義が確認できるページ)

④本人確認書類(運転免許証など住所・氏名・顔写真のあるもの)

●医療法人

①2019年度の確定申告書(※2) 別表一控え(1枚)と法人事業概況説明書控え(2枚)

②対象月(※1)の事業収入額がわかる売上台帳等(※3)

③法人名義の通帳の写し(法人の代表者名義でも可)

(※1)2020年1月~12月の、月の事業収入が前年同月比50%以下となる任意の月。対象月とは同じ計上基準で比較します。診療報酬を入金ベースで収入計上する場合は、申請は2カ月遅れになります。ただし、白色申告の前年同月比は、月平均の事業収入額と比較します。2019年の新規開業医療機関は、「開業届」等を添付のうえ、月平均の事業収入額と比較します。2020年1月以降の新規開業医療機関は給付金の対象となりません。

(※2)税務署の収受日付印の押印がされているもの。e-Taxの場合は受信通知を添付。いずれもない場合は、個人医療機関の場合「納税証明書(その2)」を税務署で交付。「納税証明書」もない場合は、確認のため入金が大幅に遅れます。医療法人は税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類(様式自由)を添付。

(※3)対象月の残高試算表、損益計算書や、診療報酬請求書等から収入金額を集計したもの。

必要書類を準備する

専用ホームページ
オンライン申請

持続化給付金

「申請する」ボタン
仮登録→「マイページ作成」マイページから申請情報を入力、
必要書類を添付し申請

2週間程度で入金

オンライン申請が困難な場合

各地の申請サポート会場へ

要予約 0120-115-570

又は専用ホームページから

(2) 民間金融機関の無利子・無担保融資

取引金融機関にご相談を

ワンストップ!

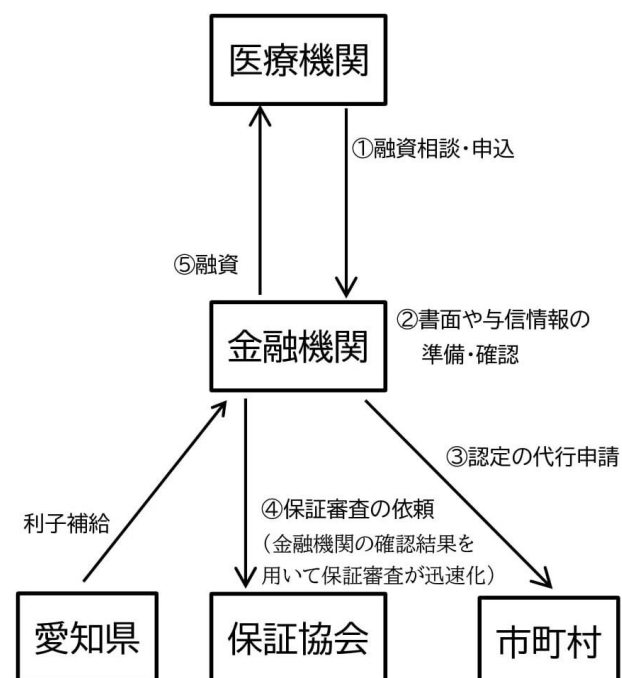
市町村、保証協会の申請を一括。迅速対応
(実行まで3週間程度)

制度名	①愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金
対象	売上▲15%以上の医療機関(従業員300人以下)
限度額 (返済期間)	設備・運転資金 ※売上の3カ月が目安 3,000万円(10年以内・据置5年以内)
金利・保証料	県制度により保証料(※)・金利(3年間)全額補助 (※)売上5~15%減の医療機関は保証料のみ1/2補助
条件	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の市町村認定

制度名	②新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金
対象	直近1カ月の売上が前年又は前々年同月と比べ減少
限度額(返済)	運転資金 500万円(2年以内・据置1年以内)
金利・保証料	県制度により全額補助

○所在地が名古屋市の医療機関は「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」が適用される。

○セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を活用して、有利子・有担保で最大8億4,000万円(無担保は2億4,000万円)まで借り入れができる。



裏面に続く

経営悪化

(3)その他

※書類提出から実行まで2カ月程度かかります

制度名	日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」	独立行政法人福祉医療機構「医療貸付」
対象	直近1カ月の売上が前年又は前々年同月比▲5%以上	施設利用者や従業員がコロナ感染で事業を停止・縮小・休業した場合、又は売上が前年同月比▲5%以上
限度額 (返済期間)	国民生活事業(小規模事業者) 6,000万円 (運転15年以内、設備20年以内、据置5年以内)	4,000万円(診療所) 7.2億円(病院) (15年以内・据置5年以内)
金利・担保	無担保・特別利子補給制度利用で3年間無利子	無担保・5年間は1億円まで無利子(6年目以降0.2%)
問合せ先	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル、又は各支店 平日 0120-154-505 休日 0120-112-476	福祉医療機構 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 (東日本) 0120-343-863

従業員を休ませた時

(4)雇用調整助成金

★申請書類・申請方法が簡素化されました
(小規模事業者・従業員概ね20人以下)緊急対応期間
4/1~6/30

雇用保険適用事業所であって
(対象) 最近1カ月の売上が前年同月比▲5%以上
(条件) 従業員に休業手当(※1)を支払って休業させ、雇用維持した時

助成額=実際に支払った休業手当額×助成率(※2)

(助成額の上限) 従業員1人につき1日8,330円
(★15,000円程度に引き上げの予定)

(必要書類 ※小規模事業者の場合) 「判定基礎期間」(賃金締切日)ごとに作成

- ①雇用調整助成金支給申請書
- ②支給申請書別紙 助成率確認票
- ③休業実績一覧表
- ④支給要件確認申立書(雇用調整助成金)
- ⑤比較した月の売上などがわかる書類(※3) ※2回目以降の添付は不要
- ⑥休業させた日や時間がわかる書類(タイムカード、出勤簿、シフト表など)
- ⑦休業手当や賃金の額がわかる書類(給与明細の写しや控え、賃金台帳(※4)など)
- ⑧役員名簿(医療法人のみ、性別・生年月日要記入、登記簿で可) ※2回目以降の添付は不要
- ⑨(任意)振込先がわかる通帳やキャッシュカードの写し ※2回目以降の添付は不要

雇用調整助成金ホームページ
からダウンロードできます

- (※1)平均賃金の60%以上(労働基準法第26条)。【平均賃金の計算】①過去3カ月間の賃金総額(手当を含み賞与などは除く)÷その間の総暦日数、②過去3カ月間の賃金総額÷3カ月の労働日数×60%。①を原則とし、時給制の場合は①②のどちらか多い金額。ただし、過去3カ月には、休業手当を支払った休業期間は含みません。
- (※2)休業手当の支払率が60%の場合は90%。61~69%が91%。70~78%までが92%。79~90%までが93%。91~100%が94%。
- (※3)初回に申請する休業月又は前月と1年前の同じ月の2カ月分。残高試算表や損益計算書、診療報酬請求書等から収入金額を集計したもので、同じ計上基準で比較します。開業1年未満の場合は、直近1年間であって適当と認められる1カ月分の売上と比較します。
- (※4)休業手当を100%支払っていない場合は、賃金台帳を区分して管理します。
- ★雇用保険未加入者は「緊急雇用安定助成金」が適用され申請様式が異なります。雇用保険適用事業所でない場合でも、労災保険適用事業所であれば申請できます。

(5)小学校休業等対応助成金

解説・申請様式ダウンロード➡

小学校や保育園等の臨時休業によって、子どもの世話のために、その保護者である従業員に特別休暇(給与全額支給)を取得させた場合(6月30日までの期間)に、従業員1人につき1日8,330円を上限に助成する。問合せ先:学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター(0120-60-3999 全日 9:00~21:00)



税・社会保険料等の特例

制度	概要	問合せ先
固定資産税・都市計画税の減免制度	2020年2~10月の任意の連続する3ヶ月間の事業収入が前年同期比で▲50%以上で全額、▲30~50%で1/2減免	中小企業庁 固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077322
税・社会保険料、労働保険料の納付猶予	2020年2月以降の1カ月の売上が前年同月比▲20%以上で、1年間の納付猶予。無担保・延滞金免除 ※国保、国保組合も減免規程あり	税務署・市町村・保険者などの各担当窓口